

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 大刀洗町 (都道府県: 福岡県)
 本事業の担当部局名 地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)						
個別事業名	大刀洗町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,000,000 円						
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 本町における少子化対策は、「大刀洗よかまち創生プロジェクト(地方版総合戦略)」に基づき、計画的に取り組んでいる。これまでの取組をあげると、一般不妊治療費の一部補助や出産前後の支援、保育料や給食費の軽減、就学前から義務教育までの子どもをワンストップで支援するための「子ども課」の創設等がある。 これらの取組により、本町の年少人口(15歳未満)は平成27年国勢調査(2,177人)から令和2年国勢調査(2,339人)と、162人増加しており、一定の成果が見られる。 しかしながら、未婚率が県内で高い方から10番目(26.6%)と少子化の一つの要因と考えられる未婚化が進んでいる。また、平成27年度に本町で実施した「暮らしに関するアンケート」によると、今後、結婚をしたいと考えている人のうち、約3割の人が「結婚資金が足りない」ということを理由に、結婚しない(できない)と回答している。アンケートの結果からも、本町において経済的な理由により結婚に不安を抱える方が一定数いることをかんがみ、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚の希望をかなえるための取組みを推進していく。						
	<本個別事業の位置付け> 「大刀洗よかまち創生プロジェクト(地方版総合戦略)」において基本目標「子どもも親も、共に輝けるようみんなで応援する。」を掲げており、その基本的方向として下記のとおり示している。						
	① 出会いから出産までの応援「産みたい」 ② 育む応援「育てたい」 ③ 子どもの応援「学びたい」						
	上記のうち、本事業は①に位置づけられる。本事業を実施することにより、経済的不安を払拭し、結婚に対する前向きな機運を醸成し、婚姻数の増加や出生数の増加等の少子化対策へとつなげていく。						
	(本個別事業における現状と課題) _____ _____ (課題への対応) _____ _____						
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	_____	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	_____	
	【補助上限額】						
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	_____		
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	_____		
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【その他独自要件】							
・住宅賃貸契約に伴う「賃料及び共益費」に対する補助額については、1ヶ月分を上限とする。 ・申請時点において、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。 ・申請時点において、夫婦のいずれの者も、本町の町税等に滞納がないこと。 ・夫婦共に大刀洗町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。 ・婚姻期間及び補助対象期間については、共に 令和5年1月1日～令和6年3月31日を対象期間とする。							
2. 申請見込							
①新規世帯見込	上記のうち	20	世帯	とも	29歳以下	10	世帯
【積算根拠】							
			左記以外	10	世帯		

29歳以下:10件(申請見込)×60万円(補助上限額)=6,000千円
 上記以外:10件(申請見込)×30万円(補助上限額)=3,000千円
 ※申請見込数は、令和4年度見込世帯数を引用。

【令和4年度申請状況】
 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)
 申請 見込 世帯数 20 世帯

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯 円
	対象経費支出予定額		0	

3. 広報の実施予定

- ・広報紙への掲載(年2回)
- ・町ホームページへの掲載
- ・町公式SNSでの情報発信(年6回)
- ・戸籍担当窓口での町作成ポスターの掲示及び婚姻受理時にチラシを配布
- ・町内や近隣市町村不動産業者、商工会会員企業等へのチラシの配架(約100枚)

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	%	1.64 (令和6年)
	年少人口の割合	%	14.1 (令和6年)	14.9 (R4現在)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	2.07 (H30 福岡県保健環境研究所)	
	婚姻件数	件	67 (H30 人口動態調査)	
	婚姻率	%	4.45 (H30 人口動態調査)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	30
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	20
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	60
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者や引越し業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者や引越し業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。 			

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。